

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案 新旧対照条文

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

附則

附則

(所掌事務の特例)

(所掌事務の特例)

第二条〔略〕

第二条〔略〕

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

2 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限

事務

期限

事務

令和三年三月三十一日

平成三十三年三月三十一日

(同上)

- 一 原子力発電施設等立地地域(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第四百十八号)第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。
- 二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。)の作成に関すること。
- 三 原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

- 四 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)第七条第一号ホ(1)の相談に関

令和四年三月三十一日	<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の規定による駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>すること。</p>
令和七年三月三十一日	<p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合（同法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。）の安定的な運営を確保するための事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p>	<p>〔新設〕</p>
令和八年三月三十一日	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。</p>	<p>〔同上〕</p>
令和九年三月三十一日	<p>一 有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保全及び特定有人国境離島地域（同条第二項に規定するものをいう。）に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する</p>	<p>〔同上〕</p>
平成三十四年三月三十一日	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
平成三十八年三月三十一日	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
平成三十九年三月三十一日	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

二 計画（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。）に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

3・4 [略]

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期 間	事 務
[略]	[略]
令和四年三月三十一日までの間	附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

（審議会等の設置の特例）

第四条 令和四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 [略]

（特別の機関の設置の特例）

第四条の二 令和三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。

二 計画（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。）に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

3・4 [略]

（特命担当大臣の掌理する事務の特例）

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期 間	事 務
[略]	[略]
平成三十四年三月三十一日までの間	附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

（審議会等の設置の特例）

第四条 平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄振興特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる沖縄振興審議会は、本府に置く。

2 [略]

（特別の機関の設置の特例）

第四条の二 平成三十三年三月三十一日までの間、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の定めるところにより内閣府に置かれる原子力立地会議は、本府に置く。

〔削る〕

〔地方創生推進事務局の所掌事務の特例〕

第四条の二の二 地方創生推進事務局は、第四十条の二第一項に規定する事務のほか、令和七年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

〔総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例〕

第四条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の三第一項に規定する事務のほか、令和九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

〔総合事務局の所掌事務の特例〕

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 〔略〕

二 附則第二条第二項の表令和四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

2 死因究明等の推進に関する法律がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる死因究明等推進会議は、本府に置く。

〔新設〕

〔総合海洋政策推進事務局の所掌事務の特例〕

第四条の三 総合海洋政策推進事務局は、第四十一条の三第一項に規定する事務のほか、平成三十九年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表平成三十九年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

〔総合事務局の所掌事務の特例〕

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 〔略〕

二 附則第二条第二項の表平成三十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務